

○公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止規則

法人規則第80号
平成19年11月 1日

第1章 総則 (略)

第2章 公的経費の運営・管理体制 (略)

第3章 公的経費の適正な執行・管理 (略)

第4章 不正使用に係る通報等の制度 (略)

第5章 公的経費の監査

(公的経費の監査)

第13条 理事長は、本学における公的経費の適正な執行を確保するため、理事長直属の学内監査室（以下「監査室」という。）を置くとともに、法人全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。

2 監査室に室長及び室員を置くこととし、理事長が、公的経費に関与しない事務局職員の中から指名する。

3 理事長は、必要に応じて、専門的知識を有する者を臨時の監査室員として委嘱することができる。

4 監査室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公的経費の内部監査に関すること。

(2) 公的経費不正使用等に関する法人内外からの通報に係る調査に関すること。

5 監査室は、前項の業務を行うに際しては、第5条に定める不正防止委員会及び監事と密接に連携するとともに、本学全体の視点から公的経費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為防止等の体制整備について監査を行うものとする。

6 第4項第1号の内部監査は、毎年7月から9月の間に行う定期監査及び必要に応じて行う臨時監査により行うものとする。

7 監査室は、本学の実態に即して不正発生要因を分析するとともに、不正発生要因や不正行為が発生するリスクに対応して、重点的にサンプルを抽出し、抜打検査等を含めたリスクアプローチ監査を実施する等の効率的、効果的な監査計画を立案、実施するものとする。

8 監査室は、内部監査を終了したときはその結果報告をとりまとめ、コンプライアンス教育等を通じて、教職員に周知するものとする。

9 監査室は、第4項第2号に掲げる調査結果について、速やかに不正防止委員会に報告しなければならない。

10 監査室は、公的経費の不正行為に係る情報を得た場合は、速やかに最高管理責任者

に報告しなければならない

第6章 雑則 (略)

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。